

筑西市定住促進結婚祝金Q & A（令和6年4月1日時点版）

1 対象者について

Q 1 どのような人が対象となりますか？

A 1 対象者の主な要件は、以下の3点です。

- ① 令和6年4月1日以降に婚姻したこと。
- ② 夫婦ともに筑西市内に住所を有していること。
- ③ 夫婦いずれかが、筑西市に1年以上継続して住所を有していること。

Q 2 対象者の要件に、年齢や所得の制限はありますか？

A 2 本市に定住されている方を対象に、幅広く結婚のお祝いをするため、年齢や所得の制限は設けておりません。

Q 3 再婚の場合も対象になりますか？

A 3 再婚の場合も対象となりますが、以下の2点に該当される方は対象外となります。

- ① 過去に夫婦のいずれかがこの結婚祝金の支給を受けている方
- ② 過去に婚姻していた方と同じ人と再婚した方

Q 4 令和6年3月下旬に婚姻の届出を行いました。対象となりますか？

A 4 令和6年4月1日以降に婚姻の届出を行った夫婦が対象となるため、対象外となります。

Q 5 令和6年4月1日に、他市で婚姻の届出を行った後、夫婦双方が他市から筑西市に転入しました。対象となりますか？

A 5 本市への定住を目的として、婚姻の届出を行った時点から筑西市に定住している方を対象としているため、婚姻後に夫婦双方が転入された方は、対象外となります。

2 申請期間について

Q 1 令和6年4月1日に婚姻しました。婚姻日時点で、夫婦ともに、1年以上筑西市に居住しています。申請期間はいつですか？

A 1 申請期間は、婚姻日から婚姻日の1年後の前日までのため、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに申請ください。

Q 2 令和6年4月1日に婚姻しました。婚姻日時点で、夫が、1年以上筑西市に居住していますが、妻は、婚姻日後に筑西市に転入予定です。申請期間はいつですか？

A 2 申請時に夫婦双方が市内に住所を有していることが要件のため、申請期間は、妻の転入日から婚姻日の1年後の前日までです。そのため、妻の転入日から令和7年3月31日までに申請ください。

Q 3 令和6年4月1日に婚姻しました。夫婦ともに、令和6年3月25日に、筑西市に、転入しました。申請期間はいつですか？

A 3 転入日から1か月未満で婚姻しているため、申請期間は、転入日の1年後から婚姻日の1年1か月後の前日までです。そのため、令和7年3月25日から令和7年4月30日までに申請ください。

Q 4 令和6年4月1日に婚姻しました。夫婦ともに、婚姻日と同日の令和6年4月1日に、筑西市に、転入しました。申請期間はいつですか？

A 4 転入日から1か月未満で婚姻しているため、申請期間は、転入日（婚姻日）の1年後から婚姻日の1年1か月後の前日までです。そのため、令和7年4月1日から令和7年4月30日までに申請ください。

3 申請に必要な書類について

Q 1 戸籍謄本はどこで取得できますか？

A 1 夫婦の本籍地のある自治体で取得してください。

筑西市に夫婦の本籍がある場合は、市民課・川島出張所・各支所で取得できます。

Q 2 婚姻届受理証明書はどこで取得できますか？

A 2 夫婦の婚姻届を提出した自治体で取得してください。

筑西市で提出された場合は、市民課・各支所で取得できます。

Q 3 住民票はどこで取得できますか？

A 3 筑西市の市民課・川島出張所・各支所で取得できます。

また、筑西市内に住所があり、マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニでも取得可能です。

Q 4 市税納税証明書はどこで取得できますか？

A 4 筑西市の収税課・各支所で取得できます。